

平成25年度第3回川崎市子ども・子育て会議 議事録

日時：平成26年3月4日（火）18時30分から

場所：川崎市役所第3庁舎18階 大会議室

■出席者

委員	公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長	伊藤 夏夫 氏
	川崎地域連合 副議長	稲富 正行 氏
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長	奥村 尚三 氏
	公益社団法人 川崎市医師会 副会長	片岡 正 氏
	公益財団法人 川崎市生涯学習財団 理事長	金井 則夫 氏
	秋草学園短期大学 教授	岸井 慶子 氏
	川崎市民生委員児童委員協議会 会長	齊藤 喜信 氏
	学校法人 鷗友学園 特別顧問	柴田 頼子 氏
	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事	菅野 礼子 氏
	川崎商工会議所 副会頭	鈴木 直久 氏
	NPO 法人 グローイン・グランマ 代表	関 和子 氏
	NPO 法人 子育て支えあいネットワーク満 コンシェルジュ事業担当	関川 房代 氏
	川崎市中央療育センター（社福 同愛会）地域支援部長	地村 明子 氏
	田園調布学園大学みらいこども園 園長	長南 康子 氏
	公募委員	徳谷 さやか 氏
	元 和泉短期大学 教授	中村 美津子 氏
	公募委員	放生 佳奈 氏
	株式会社 ぶどうの木 代表取締役	堀 晴久 氏
	田園調布学園大学 教授	村井 祐一 氏
	川崎市こども家庭センター 所長	山口 佳宏 氏
事務局	子育て施策部長	中村 孝也
	子育て施策部こども企画課長	渡邊 光俊
	子育て施策部担当課長（子ども・子育て支援新制度準備担当）	相澤 太
	子育て施策部子育て支援課長	山本 奈保美
	子育て施策部青少年育成課長	村石 彰
	子育て施策部青少年育成課担当課長〔施設管理〕	徳久 昌敏
	こども支援部こども福祉課長	野神 昭雄
	こども支援部こども家庭課長	堀田 彰恵
	児童家庭支援・虐待対策室担当課長	小泉 幸弘
	待機児童ゼロ対策室担当課長	佐藤 佳哉
	保育事業推進部保育課長	佐藤 宏
	保育事業推進部保育課担当課長〔運営調整担当〕	丸山 みつほ
	保育事業推進部保育課担当課長〔民間保育園指導調整〕	田中 眞一
	保育事業推進部担当課長（保育所整備推進担当）	眞鍋 伸一

関係者 株式会社 創建

傍聴者

4名

■配布資料

議事次第

席次表

- 資料1-1 (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画 骨子(案) <概要版>
- 資料1-2 (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画 骨子(案)
- 資料2 平成26年度川崎市子ども・子育て会議 部会委員名簿(案)
- 資料3 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について
- 資料4-1 平成26年度 事業推進計画(かわさき保育プラン)(案) <概要版>
- 資料4-2 平成26年度 事業推進計画(かわさき保育プラン)(案)
- 資料5 子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けたスケジュール(計画策定、条例制定)
- 資料6-1 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画(概要版)
- 資料6-2 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画
- 資料6-3 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針

別添

- ・川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書
- ・川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書(概要版)

■議事

(開会にあたり、事務局より、本会議は川崎市子ども・子育て会議条例に基づき議事及び発言者が公開になる旨の説明がなされた。また、傍聴者4名の参加が諮られた。)

・陳情書について

- 【村井会長】 市民から、子ども・子育て会議委員宛てに陳情書が提出されている。
この陳情書に関連する事項は、議題5のその他で取り上げるものとする。

1 (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画 骨子(案)について

(事務局より、資料1-1、1-2に基づき説明がなされた。)

- 【村井会長】 資料1-1、1-2について、意見はあるか。
(特に意見はなし)

2 子ども・子育て会議部会の委員について

(事務局より、資料2に基づき説明がなされた。)

- 【村井会長】 資料2について、意見はあるか。
(特に意見はなし)

3 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について

(事務局より、資料3に基づき説明がなされた。)

- 【伊藤委員】 資料3の「3法の趣旨」の中で「全ての子どもに対して、保護者が第一義的に責任がある」という文言を追記してはどうか。
- 【事務局】 資料1-2 P.1に「第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」という文言を記載している。
- 【伊藤委員】 条例の制定に関連するところでも記載してはどうか。
- 【事務局】 資料等で示せるように検討する。
- 【奥村委員】 資料3の条例の名称で「家庭的保育事業等」という文言があるが、P.3で「家庭的保育事業等は「家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。」とあり、紛らわしい。名称を再検討できないか。
- また、P.4に「地域型保育事業」も、条例の名称に「特定地域型保育事業」とあると紛らわしいのではないか。
- 【事務局】 資料3 P.1の「特定地域型保育事業」の「特定」とは確認を受けていることを示している。認可基準は認可のための基準、運営基準は認可を受けた施設・事業に対して確認を行うために基準を示している。
- 【奥村委員】 そこは理解している。そのうえで、わかりやすい名称を検討できないか。
- 【村井会長】 市民でも理解しやすい名称を検討する意見として承る。
- 資料3 P.1「本市の考え方の方向性」で「国の基準より下回る又は緩和すべき本市の実情がない限りは」とあるが、国の基準を上回る際については明示していないのはどういうことか。
- 【事務局】 運営に際して最低基準として位置付けているためこのような書き方となっているが、市の実情に合わせて、条例として定めることが可能か検討する。
- 【村井会長】 市の実情に合わせて検討するというを確認した。
- 各条例については児童福祉審議会第2部会と密接に関係しているので、事務局に情報共有、調整をお願いしたい。
- 【放生委員】 資料3 P.2(3)運営で「1日の開園時間は、原則11時間とする。」とあるが、根拠は現状の認可保育所の開所時間からということか。
- 【事務局】 認可保育所の通常の開所時間が元になっている。
- 【放生委員】 今後教育課程が含まれていくとなると、「教育過程にかかる教育時間は、4時間を標準とする」とあるが、11時間預けられることになる子どもへの負担はどうなるのか。考えがあれば聞きたい。
- 【事務局】 川崎市のモデルケースとして動いている幼保連携型認定こども園では、長時間の預かりとなる子どもへの配慮は行っている。
- 【放生委員】 例えば週5日の利用の方で、11時間、週5日利用している保護者はいるのか。
- 【事務局】 現行では、幼稚園と保育所を合わせて幼保連携型ということで認定されており、保育所利用の児童を11時間預かっている。
- 【放生委員】 この基準を見て、11時間預けて週5日就労できると考える保護者がいると

思うが、はたしてそれが子どもにとってよいことなのかを考えたい。時間制限を設けるなど、子どもへの負担を第一に考えて、この時間が適切なのかを検討してほしい。

【事務局】 補足説明となるが、11時間というのは保育所が開いている時間を示している。保護者の就労形態等によって必要な保育時間を決定しており、11時間いっぱい預かるためのものではない。

【堀委員】 保護者の就労状況等を踏まえ、子どもの負担にならない、保育の質を担保できるプログラムの実施も重要であると考えている。また、各家庭の経済状況等もふまえ、共助・互助の視点、ワーク・ライフ・バランスの視点から子育てを考えるべきだと思う。国の方針を踏襲することも大事だが、川崎市ではこれらの視点から先行して動いていくべきではないか。

【村井会長】 数字だけではなく、実態の視点で質の追求を行っていくべきではないか。また、「総合的」、「地域の」という点を丁寧に確認しながら、推進できる計画の策定に向けて議論していきたい。

【伊藤委員】 川崎市には11時間以上預かっている施設はあると思う。この子ども・子育て会議の趣旨が、待機児童解消に向けて施設をつくることになってしまうことを懸念している。子育てを家庭で行い、頑張っている保護者も大勢いる。そういった方を支援する議論も必要なのではないか。

【村井会長】 待機児童解消が第一義ではなく、保育の質、地域との連携を最優先事項として会議を進めている。また、本会議では、18未満の中高生の支援についても検討する場であると考えている。
資料1にある計画の「8つ基本的視点」に問題がなければこの視点で計画策定に向けて取り組んでいくこととする。

4 「川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書」について

(事務局より、別添資料に基づき説明がなされた。)

【村井会長】 報告書の配布はどこにしているか。

【事務局】 希望者、議会、市民委員、子ども・子育て会議の委員等としている。

【村井会長】 現在のニーズとして、事業所、関係機関へも案内を行い、多くの方に周知してほしい。

5 その他

・平成26年度 事業推進計画(かわさき保育プラン)(案)について
(事務局より、資料4-1、資料4-2に基づき説明がなされた。)

【伊藤委員】 資料4-2 P.42にある民間保育所の運営に対する支援にある保育士の確保対策の充実とは具体的にどのようなことか。

【事務局】 保育士の資格取得支援、「かながわ保育士・保育所支援センター」に運営費の一部助成を行った。

【事務局】 潜在保育士向けの就職説明会や研修会の実施も検討している。

【伊藤委員】 潜在保育士に該当するような方は幼稚園教諭の免許を有しているケースも

多い。幼稚園についても同様の支援に取り組んでみてはどうか。

- 【堀委員】 人材の確保は重要だと考えている。潜在保育士の活用という視点だけでなく、県外から、新たに保育士、幼稚園教諭となる人材を確保するなど確保策を検討するべきではないか。
- 【菅野委員】 「かながわ保育士・保育所支援センター」の「人材バンク」として機能は子育ての終わった方などを対象に活用していくのもよいのではないか。
- 【奥村委員】 若い人だけでなく、有資格者の時短勤務等にも配慮しつつ人材の確保に取り組んでいる。また、これから資格を取得したいという方への支援も行われている。
- 【伊藤委員】 保育園と幼稚園が、お互いが切磋琢磨できるように施策を推進してほしい。
- 【村井会長】 保育園や幼稚園という言葉にとらわれることなく、子育て全般への支援についてバランス良く取り組んでほしい。

・子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けたスケジュールについて
(事務局より、資料5に基づき説明がなされた。)

- 【村井会長】 資料5について、意見はあるか。
(特に意見はなし)

・施設、事業者説明会の開催について
(事務局より、施設、事業者説明会の開催について説明がなされた。)

- 【村井会長】 施設、事業者説明会の開催について、意見はあるか。
(特に意見はなし)

・「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の策定について
(事務局より、資料6-1、資料6-2、資料6-3に基づき説明がなされた。)

- 【村井会長】 児童虐待等の川崎市の実情に関して、適宜確認していきたい。
- 【稲富委員】 虐待件数が減らないという実態以外にも、虐待の一步手前のようなケースが増えてきているように感じている。そのような実情に即した対策も考えていくべきではないか。
- 【村井会長】 虐待にあたることは何かということを示し、正しく理解するための取組や虐待防止に向けた取組を行っていく必要がある。

・陳情書について
(堀委員より陳情書に関連した障害児へのサポートについて説明がなされた。)

- 【堀委員】 障害児へのサポートのあり方について、きちんと整理していくべきではないか。
- 【村井会長】 医療ケアが必要にも関わらず、子どもを預けることができない保護者が実際にいる。こういう問題こそ「保育の質」について考えていくべきだと思う。

事務局にはこのような状況を把握し、子ども・子育て会議の場で経過報告を行ってほしい。

【事務局】

陳情書については、内容に関する状況把握を行う。

6 閉会

【村井会長】

児童虐待や障害児へのサポート等、全ての子どもに平等な子育て支援を追求していけるような議論を今後も行っていきたい。

以 上